

番 号：諮問第148号

答申日：令和元年6月24日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年11月26日付けで別紙の(1)に記載する公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、本件開示請求に対し、対象公文書を「公安委員会に対する苦情の調査結果について（報告）」と特定し、別紙の(2)に記載する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年12月25日付け公委第423号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年1月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、個人情報以外を非開示とした部分の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、実施機関による非開示理由の追加に関する意見書の閲覧等並びに審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、和歌山県伊都郡九度山町九度山 766 番地に設置され前方 5 ～ 15 メートルの範囲内においてのみしか確認できず、しかも制限速度 40 km の車線において高所に設置された違反を誘発する極めて確認し辛い一時停止の標識について、橋本警察署が、故意に違反を行っていない違反者が続発している状況を十分に把握しているながら、本件現場において集中して違反者検挙のみを計画的に継続して行っていたことを立証するためのものであり、開示文書の中の苦情に沿って調査し、判断した結果等、個人情報以外はすべて開示すべきである。
- (2) 条例第 7 条の「おそれがある」の非開示理由であるが、この「おそれがある」の理由付けを使えば、自由な想像により和歌山県警察の保有する情報は全て非開示となる。この「おそれがある」の判断に当たっては、単なる可能性だけではなく、法的保護を必要とするものであり、単に公安委員会にとって不都合な情報について、その情報を隠すことは、後日その責任が問われなければならない本件不法行為についての責任回避に他ならない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会への提出意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関は、審査会における説明及び意見陳述の場で、非開示理由の追加を行った。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「公安委員会に対する苦情の調査結果について（報告）」であり、公安委員会に対する特定の個人からの道路標識の設置に伴う苦情申立てについて、事実関係を調査し、処理した結果が記載されている。

当該苦情申立ては 2 度行われており、対象公文書には 1 度目の処理結果が参考に添付されている。

2 部分開示決定時の非開示部分に係る非開示理由について

非開示理由は、条例第7条第2号及び第6号であり、別紙の(2)に記載されているとおりである。

非開示情報は、大きく分けて、以下に分けられる。

(1) 警部補以下の職員の氏名及び印影

警部補以下の階級にある警察職員については、慣行として公になっておらず、警察業務の実働部隊であり、現場における捜査活動等の中核として各種捜査活動等に従事しており、その氏名又は印影を開示することにより、警察職員本人やその家族の生命、身体に対する危害や平穏な生活を害するおそれが認められる。よって、条例第7条第2号に該当する。

(2) 警察専用電話番号

警察内部の連絡用に設置された電話であり、一般回線との接続も可能である。開示することにより、当該警察専用電話番号を利用する警察職員を特定した誹謗中傷、事務妨害などを目的として架電し、通常業務における必要な連絡に著しい支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第6号に該当する。

(3) 苦情申告者（違反者）の氏名、住所及び生年月日並びに現場付近見取図及び赤瀬橋航空写真の個人宅名

個人に関する情報であり、条例第7条第2号ただし書にも該当しない。よって、条例第7条第2号に該当する。

(4) 実施機関で苦情申立ての調査を行った部分の当該内容が推定される記載部分 ア 前文におけるマスキング部分

交通違反行為の取締りに係る具体的な事実関係が記載されており、個人の利害関係に関わる情報であることから、個人を識別できる情報を除いたとしても、公にすることにより、違反者の権利利益を害するおそれがある。また、違反者が警察官の職務執行に対して、申し出た言動そのものが記載されており、違反者の心情や考え方等個人の人格と密接に関連する情報が記載されており、違反者の権利利益を害するおそれがある。よって、条例第7条第2号に該当する。一方で、本件件名（「道路標識の設置」）を開示したのは、一律に苦情内容を非開示とするのではなく、個別的に判断し、特定の個人を識別できる情報ではなく、また個人の権利利益を害するおそれがないと判断し開示している。

また、公安委員会及び警察に寄せられる苦情は、申出の公開を前提になされるものではないことから、苦情内容を公にすれば、今後、苦情を申し出ようとする者に対し、公文書開示請求によって関係者及び第三者に内容を開示されてしまうとの懸念を抱かせることとなり、苦情の申出を躊躇するなど、苦情申出制度そのものを形骸化させ、警察法（昭和29年法律第162号）第

79条の本来の目的が達せられなくなる。よって、条例第7条第6号に該当する。

イ 申告者が申し立てる苦情に伴う回答のマスクング部分

調査者の判断を記載した部分は、苦情内容と密接不可分の関係にある個人情報であり、申出人が「Aである。」と主張していることに対し、「Aではなく、Bである。」と判断した場合に、苦情内容と異なる事実が明らかになり、申出人の名誉を害するおそれもあり、また申出者に不利益な事実が明らかとなる場合もある。よって、条例第7条第2号に該当する。

また、特定の個人を識別できる情報を除いたとしても、個人の権利利益を害する可能性がある苦情内容、判断結果が公になれば、苦情申出制度の適正運用に支障を及ぼすおそれがある。交通標識の設置状況に係る調査内容について、開示を前提とした場合、記載内容が形骸化され、苦情処理の目的に沿った業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第6号に該当する。

なお、調査内容のうち、単に一時停止標識を見る地点の道路状況等の説明であり、当該現場に赴けば、誰しも分かる状況についての記載については、非開示とはしていない。

3 意見陳述時における非開示部分に係る非開示理由の追加について

本件処分時は、交通違反事件につき、交通反則切符制度による行政処分手続を行っていたが、実施機関の説明及び意見陳述の場において、現時点においては交通違反否認事件として送致された案件であることが判明しているといった事情から、実施機関は条例第7条第4号の非開示理由の追加を行った。

条例第7条第4号の理由追加を行ったものの詳細は以下のとおりである。

(1) 実施機関で苦情申立ての調査を行った部分の当該内容が推定される記載部分
(2(4)の記載部分と同じ)

ア 前文におけるマスクング部分

交通違反否認事件に係る具体的な犯罪事実、被疑者氏名及び被疑者の供述が記載されており、公にすることにより、本事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第4号に該当する。

イ 申告者（違反者）が申し立てる苦情に伴う回答のマスクング部分

交通違反否認事件に係る実況見分に基づく警察官の判断が記載されており、公にすることにより、本事件の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 苦情申告者の氏名、住所及び生年月日

交通違反否認事件に係る被疑者の氏名等が記載されており、公にすることに

より、本事件の捜査及び控訴の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

4 結論

実施機関は、上記2及び3に記載した理由により、本件処分を行ったものであり、処分は妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

警察法第79条第1項は、「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」として、都道府県警察の職員の職務執行に対する苦情申出制度を規定している。本件対象公文書は、苦情申出制度に基づき特定の個人からなされた苦情申出についての調査結果報告であり、当該公文書は、警務部総務課長あて橋本警察署長通知「公安委員会に対する苦情の調査結果について（報告）」（以下「本件対象文書1」という。）及び写しとして添付されている橋本警察署長あて橋本警察署職員作成の調査報告「道路標識の設置に伴う和歌山県公安委員会に対する苦情申し立てに関する事実調査について」（以下「本件対象文書2」という。）で構成されている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、部分開示した理由を条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当するとしていることから、以下非開示理由該当性について検討する。

なお、異議申立人は「個人情報以外はすべて開示すべきである」として異議申立てを行っているが、実施機関が条例第7条第2号の個人情報に該当することを理由として非開示とした部分すべてを除く趣旨であるとまでは判断できなかったこと

から、当審査会は、非開示部分すべてに対し判断を行った。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、原則として開示しない旨規定し、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報に該当する場合は、非開示情報から除くものとしている。

このうちただし書ウについては、当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。

なお、職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

和歌山県警察における警部補以下の職員の氏名は、従来、職員録においても人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とは言えず、公にすることが予定されている情報ともいえない。

以上のことから、ただし書アに該当しないことが認められ、条例第7条第2号に該当する。

イ 本件対象文書1

決裁欄にある係長の職員の印影並びに報告を行った警部補の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当する。

前文におけるマスクング部分には、インカメラ審理によると、交通違反日時、場所、違反の内容、違反者の氏名、苦情内容等が記載されている。このうち違反者の氏名については、個人を識別できる情報であることから条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当する。しかし、それ以外の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはない。

「1 苦情申告者」には、苦情申告者の住所、氏名、生年月日が記載されている。これらは個人を識別できる情報であることから条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当する。

「2 申告者が申し立てる苦情に伴う回答」のマスクング部分には、インカメラ審理によると、一時停止標識の設置について、苦情内容に沿って調査

し、判断した結果が記載されている。実施機関は、苦情内容と異なる事実が明らかになることで、申出人の名誉を害するおそれ等があると主張しているが、マスキング部分は、一時停止標識の設置状況等を確認した記載にとどまり、これらは、公にしても個人の権利利益を害するおそれはない。

ウ 本件対象文書 2

決裁欄にある係長の職員の印影並びに報告を行った警部補の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当する。

前文におけるマスキング部分には、インカメラ審理によると、交通違反日時、場所、違反の内容、違反者の氏名、苦情内容等が記載されている。このうち違反者の氏名については、個人を識別できる情報であることから条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当する。しかし、それ以外の部分については、公にしても個人の権利利益を害するおそれはない。

「1 苦情申告者」には、苦情申告者の住所、氏名、生年月日が記載されている。これらは個人を識別できる情報であることから条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当する。

「4 違反者が申し立てる苦情申立てに伴う事情調査」のマスキング部分には、インカメラ審理によると、一時停止標識の設置について、苦情内容に沿って調査し、判断した結果が記載されている。これを公にすると実施機関は、苦情内容と異なる事実が明らかになることで、申出人の名誉を害するおそれ等があると主張しているが、マスキング部分は、一時停止標識の設置状況を確認した記載にとどまり、これらは、公にしても個人の権利利益を害するおそれはない。

参考として添付されている「現場付近見取図」には、警部補の氏名及び印影並びに個人宅名が記載されている。警部補の氏名及び印影については、上記アのとおり条例第 7 条第 2 号に規定する非開示情報に該当する。しかし、「現場付近見取図」は市販されている住宅地図と類似のものであり、当審査会が開示決定当時に市販されていた住宅地図と照合したところ、個人宅名が一致した。そうすると個人宅名は現に公衆が知ることができる情報であり、条例第 7 条第 2 号ただし書アの慣行として公にされている情報といえ、開示すべきである。

同じく参考として添付されている「赤瀬橋航空写真」にも個人宅名が記載されている。「現場付近見取図」に記載されている個人宅名の一部が「赤瀬橋航空写真」にも記載されており、そうすると同様に条例第 7 条第 2 号ただし書アの慣行として公にされている情報といえ、開示すべきである。

(2) 条例第 7 条第 4 号該当性について

ア 非開示理由の追加

実施機関は、意見陳述の場において条例第7条第4号を非開示理由として追加したが、理由提示の機能を重視する観点からは、理由の追加を認めることは望ましいこととはいえない。しかし、紛争の一次的解決や理由の追加・差替えが認められないことによる公益上の支障を回避する要請から、以下判断する。

イ 判断

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報としている。これらの情報は、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものかどうか否かについて審理・判断を行った。

実施機関は、交通違反否認事件に係る具体的な犯罪事実、被疑者の供述、実況見分に基づく警察官の判断が記載されており、本事件の捜査及び控訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、実施機関が主張するおそれは抽象的なものにとどまるにすぎず、具体的なおそれについての主張はなされていない。そうすると、当審査会は合理性を持つ判断として許容される限度内のものとすることはできないと考えた。

なお、違反者（被疑者）の氏名、住所及び生年月日は、(1)で述べたように条例第7条第2号の非開示情報に該当することから、同条第4号の非開示情報に該当するか判断するまでもない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報とし、アからオまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を例示的に掲げたものであり、これらの事務又は事業の外にも、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれると解すべきである。

ア 警察専用電話番号

警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、

被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることも予想され、警察専用電話の内線番号は、公開することにより、不特定多数の者から業務妨害等を目的として、特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められるので、条例第7条第6号に該当する。

イ 本件対象文書1及び2について

実施機関は、苦情申出制度は、個人のプライバシーを尊重し個人の秘密は公にしないという信頼関係に基づいて運用されているところ、当該非開示部分を公にすることにより、今後、苦情申出人との信頼関係を損ない、警察職員に対する苦情申出が消極的になるなど、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難となり苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に規定する非開示情報に該当すると主張している。

確かに、苦情申出制度は個人のプライバシーを尊重し個人の秘密は公にしないという信頼関係に基づいて運用されているものと認められる。

本件対象文書2の「4 違反者が申し立てる苦情申立てに伴う事情調査」の「(6) 甲第7号証について」の非開示部分の一部は、本件申立人の弁解と警察の判断が詳細に記載されており、これを公にすれば苦情申出に係る適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

しかし、上記以外の部分については、実施機関が主張する苦情申出制度に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成27年2月5日	○諮問（実施機関）
平成27年3月6日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年3月19日	○異議申立人からの意見書を受理
平成30年7月24日	○審議
平成30年8月16日	○審議
平成30年9月18日	○審議

平成 30 年 10 月 17 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 11 月 14 日	○審議
平成 30 年 12 月 4 日	○実施機関からの意見書を受理
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 1 月 23 日	○審議
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
平成 31 年 4 月 16 日	○審議
令和元年 5 月 14 日	○審議
令和元年 6 月 4 日	○審議

別表

対象文書	ページ	公開しない部分	公開しない理由
本件対象文書 1	1	担当欄にある警察職員の氏名	条例第 7 条第 2 号
	1	担当欄にある警察専用電話番号	条例第 7 条第 6 号
	2	決裁欄にある係長の印影	条例第 7 条第 2 号
	2	作成者である警察職員の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号
	2	前文にある違反者の氏名	条例第 7 条第 2 号
	2	「1 苦情申告者」欄の住所、氏名及び生年月日	条例第 7 条第 2 号
本件対象文書 2	1	決裁欄にある係長の印影	条例第 7 条第 2 号
	1	作成者である警察職員の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号
	1	前文にある違反者の氏名	条例第 7 条第 2 号
	1	「1 苦情申告者」欄の住所、氏名及び生年月日	条例第 7 条第 2 号
	2	「4 違反者が申し立てる苦情申し立てに伴う事実調査」欄の(6) 甲第 7 号証についての 3 行目 4 文字目から 6 行目まで	条例第 7 条第 6 号
	3	現場付近見取図にある警察職員の氏名及び印影(訂正印を含む。)	条例第 7 条第 2 号

(注) ページは、本件対象文書ごとに 1 枚目から順次ページを振ったものである。

[別紙]

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 26 年 11 月 26 日	和歌山県公安委員会が受理した平成 26 年 9 月 1 日付けで提出のあった苦情申出について、警察本部を通じ、橋本警察署長に調査を指示したところ、今回の「一時停止標識」については、適法に設置されたものであり、視認性についても問題は認められない理由が分かる書類。

(2) 平成 26 年 12 月 25 日付け公委第 423 号による部分開示決定

本件対象文書 1

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
担当欄にある警察職員の氏名	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、警部補以下の警察職員の氏名が記載されており、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。
担当欄にある警察専用電話番号	条例第 7 条第 6 号に該当 当該部分には、警察専用電話の内線番号が記載されており、これを開示すれば、不特定多数の者から警察業務の妨害を目的とした電話を受けるおそれがあるなど、苦情処理業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
決裁欄にある印影	条例第 7 条第 2 号に該当 当該部分には、警部補以下の警察職員の印影が記載されており、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。
作成者の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号に該当

	<p>当該部分には、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されており、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
前文におけるマスクング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、苦情申出人の違反行為に関する個別具体的な実体験に基づく個人に関する情報や氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関連した情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	<p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、苦情内容が記載されており、公になれば、苦情申出人が自己の行動及び具体的主張などが開示されることを懸念し、苦情の申出を躊躇するなど、警察に対する苦情・相談が消極的になり、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になり、苦情申出に係る適正な業務遂行に支障を及ぼすため。</p>
1 苦情申告者の欄	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、申告者の住所、氏名、生年月日が記載されており、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
2 申告者が申し立てる苦情に伴うマスク	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、苦情申出人の違反行為に関する個別</p>

<p>ング部分</p>	<p>具体的な実体験に基づくものであって、苦情に沿って調査し、判断した結果が記載されており、苦情内容と異なる事実が明らかになることで、申出人の名誉を害するおそれや申出人に不利益な事実が明らかになるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、これらの情報は個人の人格と密接に関連した情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	<p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、苦情内容、具体的な調査内容・判断した結果が記載されており、公になれば、苦情申出人が自己の行動及び具体的主張などが開示されることを懸念し、苦情の申出を躊躇するなど、警察に対する苦情・相談が消極的になり、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になり、苦情申出に係る適正な業務遂行に支障を及ぼすため。</p>

本件対象文書 2

【(写) として添付されている、平成 26 年 5 月 1 日付け関係文書及び航空写真】

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
<p>決裁欄にある印影</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下の警察職員の印影が記載されており、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
<p>作成者の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されており、この情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ</p>

	があるものであり、同号ただし書にも該当しないため。
前文におけるマスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、苦情申出人の違反行為に関する個別具体的な実体験に基づく個人に関する情報や氏名が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、個人の人格と密接に関連した情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	<p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、苦情内容が記載されており、公になれば、苦情申出人が自己の行動及び具体的主張などが開示されることを懸念し、苦情の申出を躊躇するなど、警察に対する苦情・相談が消極的になり、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になり、苦情申出に係る適正な業務遂行に支障を及ぼすため。</p>
1 苦情申告者の欄	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、申告者の住所、氏名、生年月日が記載されており、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
4 違反者が申し立てる苦情申し立てに伴う事実調査のマスキング部分	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分には、苦情申出人の違反行為に関する個別具体的な実体験に基づくものであって、苦情に沿って調査し、判断した結果が記載されており、苦情内容と異なる事実が明らかになることで、申出人の名誉を害するおそれや申出人に不利益な事実が明らかになるおそれがあるとともに、特定の個人を識別することはできないが、これらの情報は個人の人格と密接に関連</p>

	<p>した情報であることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第7条第6号に該当</p> <p>当該部分には、苦情内容、具体的な調査内容・判断した結果が記載されており、公になれば、苦情申出人が自己の行動及び具体的主張などが開示されることを懸念し、苦情の申出を躊躇するなど、警察に対する苦情・相談が消極的になり、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になり、苦情申出に係る適正な業務遂行に支障を及ぼすため。</p>
<p>現場付近見取図のマスク部分及び警察職員の氏名及び印影（訂正印含む。）</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分は、個人名、警部補以下の警察職員の氏名及び印影であり、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
<p>赤瀬橋航空写真のマスク部分</p>	<p>条例第7条第2号に該当</p> <p>当該部分は、個人名であり、これは個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、同号ただし書にも該当しないため。</p>